

生駒市条例第 8 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和 5 1 年 4 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表図書館整備基金の項中 「

140,000,000	木田ツヤ子氏	平成 2 6 年
-------------	--------	----------

」

を 「

140,000,000	木田ツヤ子氏	平成 2 6 年
50,000,000	故 木田ツヤ子氏相続人	平成 3 1 年

」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。